

ヒューマンサービス学会

役員選挙 選挙管理委員会運営要領

役員選挙に関する運営業務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。委員会は、理事会とは別に組織し、1名の委員長および2名程度の委員から構成する。

1. 有権者名簿の作成

- 1) 役員選挙において選挙資格を有する者の有権者名簿を作成する。
- 2) 有権者名簿の記載順序は、五十音順とする。

2. 役員選挙の実施

- 1) 委員会は、電子媒体での立候補および電子投票の管理・運営を行う。
- 2) 委員会は、役員選挙の公示期間および選挙期間を決定し、公表する。
- 3) 選挙は、役員選挙の公示期間での立候補制とする。立候補は、電子媒体により行う。ただし、事情があって電子媒体の使用ができないとの申し出があった場合には、別途対応する。
- 4) 公示期間終了時点で立候補者が定員以内（理事・監事合わせて17名以内）であれば、無投票当選とし、信任投票は行わない。
- 5) 公示期間終了時点で立候補者が定員を超えた場合（理事・監事合わせて18名以上）には、有権者による電子投票を行う。
- 6) 委員会は、次により、開票および選挙結果の管理を行う。
 - ・投票終了後の定められた日に電子データを開票する。
 - ・定員を超えて投票された票は無効とする。
 - ・有権者数の過半数をもって、有効投票数と定める。
 - ・有効投票数の得票数上位者をもって、理事および監事候補者とする。
 - ・開票結果の詳細を開票録に記載し、電子データを委員会全員で点検する。

3. 選挙結果の報告

委員会は、選挙結果を理事会および通常総会に報告する。

付則

1. 本要領は、2024年11月16日から施行する。